

総法文 17号
平成31年1月29日

東北大学職員組合
執行委員長 片山 知史 殿

国立大学法人東北大学



審査請求に係る決定について(通知)

平成30年11月22日付けで審査請求のありました事案について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

審査請求に係る法人文書の名称等	東北大学と石寄・山中総合法律事務所との業務契約および業務委託に関する以下の書類(全部) ・最初の契約・発注から現在までの契約書・発注書 ・最初の契約・発注から現在までの支払い明細書
決定の内容	<input type="checkbox"/> 開示 <input checked="" type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示 を行う
決定の理由	審査請求を受け種々検討した結果、原決定において不開示とした部分のうち、「支出契約決議書(契約日:平成29年1月31日)」の「見積書」の「金額」及び「随意契約理由書」の「理由」欄の記述の一部を別添のとおり追加開示することといたしました。 上記以外の審査請求に係る不開示部分については、原決定を維持し、総務省情報公開・個人情報保護審査会に諮問いたします。諮問については、別途通知いたします。

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL:022-217-4848)にご連絡ください。